

公立保育園のあり方検討の経緯

1 待機児童対策

これまで西東京市では、待機児童対策として、認可保育所や小規模保育事業所をはじめとした保育施設の新規開設を進めてきたことにより、令和6年4月1日現在の待機児童数は5人となっております。

未就学児の人口は、令和2年度以降、減少傾向となっておりますが、一方で、保育ニーズの割合は、増加傾向となっております。

そのため、幼稚園における預かり保育や保育所の定員構成の見直しなど、保育の定員と需要のバランスを図っていく必要があります。

2 未就園児、在宅の子育て家庭に対する支援

乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期であり、安定した成育環境を確保することが重要です。

一方で、共働き世帯や地域のつながりの希薄化、父親の育児参加の不足等により、母親の子育ての孤立感や負担感が増しています。

そのため、乳幼児家庭をその状況に応じて、必要な幼児教育・保育、地域子育て支援事業等の利用に繋げることで、安心・安全な環境を確保していくことが重要となります。

3 支援の必要な児童の受け入れ

障害児保育や医療的ケア児においても、他の子どもと同様に、健やかな成長・発達のため一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育を提供することが重要であり、適切かつ安全に保育、医療的ケア等の提供や、まわりの子どもとの関わりや1日の生活の流れなど、乳幼児期にふさわしい環境を整えることについて検討する必要があります。